

令和2年第3回由利本荘市議会臨時会（5月）会議録

令和2年5月11日（月曜日）

議事日程第1号

令和2年5月11日（月曜日）午前10時開会

第1. 会議録署名議員の指名

第2. 会期決定

第3. 提出議案の説明

報告第2号から報告第14号まで 13件

議案第77号 1件

第4. 提出議案に対する質疑

第5. 提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

第6. 委員長審査報告

第7. 報告第2号 由利本荘市税条例等の一部を改正する条例専決処分報告

第8. 報告第3号 由利本荘市都市計画税条例の一部を改正する条例専決処分報告

第9. 報告第4号 由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分報告

第10. 報告第5号 由利本荘市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例専決処分報告

第11. 報告第6号 令和元年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第7号）専決処分報告

第12. 報告第7号 令和元年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

第13. 報告第8号 令和元年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

第14. 報告第9号 令和元年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（専決第2号）専決処分報告

第15. 報告第10号 令和元年度由利本荘市休日応急診療所運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

第16. 報告第11号 令和元年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（専決第2号）専決処分報告

第17. 報告第12号 令和元年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

第18. 報告第13号 令和2年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

第19. 報告第14号 令和2年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第2号）専決処分報告

第20. 議案第77号 令和2年度由利本荘市一般会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件
議事日程第1号のとおり

出席議員（24人）

1番	阿部十全	2番	岡見善人	3番	正木修一
4番	伊藤岩夫	5番	今野英元	6番	佐々木隆一
8番	佐々木茂	10番	高野吉孝	11番	佐藤義之
12番	小松浩一	13番	伊藤順男	14番	長沼久利
15番	吉田朋子	16番	佐藤健司	17番	佐々木慶治
18番	渡部功	19番	大関嘉一	20番	佐藤勇
21番	湊貴信	22番	伊藤文治	23番	高橋和子
24番	高橋信雄	25番	渡部聖一	26番	三浦秀雄

欠席議員（1人）

9番 三浦 晃

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部 誠	副市長	阿部 太津夫
副市長	九嶋 敏明	教育長	秋山 正毅
企業管理者	藤原 秀一	総務部長	小川 裕之
企画調整部長	三森 隆	市民生活部長	茂木 鉄也
健康福祉部長	池田 克子	農林水産部長	保科 政幸
商工観光部長	畑中 功	建設部長	須藤 浩和
まるごと営業部長	今野 政幸	教育次長	武田 公明
消防長	佐藤 剛		

議会事務局職員出席者

局長	佐々木 弘喜	次長	阿部 徹
書記	高橋 清樹	書記	古戸 利幸
書記	成田 透		

午前10時00分 開 会

○議長（三浦秀雄君） おはようございます。

ただいまより、令和2年5月1日告示招集されました令和2年第3回由利本荘市議会臨時会を開会いたします。

9番、三浦晃君より欠席の届け出があります。

出席議員は24名であります。出席議員は定足数に達しております。

議事に入ります前に、本市議会では10月までの間、クールビズ、ノーネクタイにて対応してまいりますのでよろしくお願いいたします。

また、市議会では、世界各地で猛威を振るっている新型コロナウイルスの感染症拡大

を防止し、市民の暮らし、生命と健康を守るため、4月17日、長谷部市長にその対策に係る要望・提言書の提出を行っております。市当局におかれましては、国・県の動向にも御注視いただき対応下さいますよう、よろしくお願いいたします。

さらに、5月7日、会派代表者会議を開催し、本年度の政務活動費交付金の返還と各常任委員会等の行政視察を本年度は行わないことを決定し、その経費を新型コロナウイルス対策事業に活用していただくよう、即日、長谷部市長に要望を行ったところであります。このことについても、よろしくお願いいたします。

なお、今臨時会においても、感染症対策に留意しながらの議案の審議及び審査となりますので、関係各位の御協力をお願いいたします。

この際、御報告申し上げます。

地方自治法第121条の規定により、提出議案の説明のため、市長の出席を求めています。また、会期中、議案関係職員の出席を求める場合もあります。

さて、今臨時会に、ただいままで提出されました案件は、報告第2号から報告第14号までの13件及び議案第77号の計14件であります。

○議長（三浦秀雄君） これより、本日の議事に入ります。本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

○議長（三浦秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員に、14番長沼久利君、15番吉田朋子さんを指名いたします。

○議長（三浦秀雄君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、議会運営委員会において、本日1日と定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第3、提出議案の説明を行います。

この際、報告第2号から報告第14号までの13件及び議案第77号の計14を一括上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。

今市議会臨時会におきましては、条例改正及び補正予算の専決処分報告のほか、新型コロナウイルス感染症対策に係る一般会計補正予算について御審議をお願いするものでありますが、提出議案の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応であります。去る4月16日に、国による緊急事態宣言が全国へ拡大され、県の緊急事態措置も発表されたことから、本市では、感染リスクが高く、不特定多数が利用する公共施設や観光施設などの集客施設について、4月

25日から5月6日まで閉館や休業等の要請を行いました。

その後、緊急事態宣言の延長が見込まれたことから、5月1日の対策本部会議において要請期間を5月10日までに変更し、ゴールデンウィーク期間中における県外との移動自粛や集団感染の原因となり得る密閉・密集・密接の3つの密を避けることなどをお願いしてまいりました。

その効果もあり、4月4日以降の由利本荘保健所管内における新たな感染者は確認されておられません。

今後は、国の基本的対処方針及び県の緊急事態措置の変更を受け、リスクの低いイベントや行事等の開催並びに公共施設などの利用について、感染防止対策の徹底を実施した上で順次解除してまいりたいと考えております。

また、4月27日には、新型コロナウイルス感染症総合相談室を設置し、特別定額給付金の申請及び交付に関する事務業務の迅速化と各種経済支援策などに対する相談体制の確立を図りました。

5月10日現在において、合計で161件の相談や問い合わせなどが寄せられており、内訳は、特別定額給付金に関するものが110件、そのほかが51件でありました。

なお、市では、本日提案しておりますとおり、外出自粛による影響の大きい事業者への経済支援策や消費拡大のためのプレミアム付クーポン券の発行事業、また、社会福祉施設等への消毒薬やマスクの購入費用の補助など、独自の施策を展開してまいりたいと考えております。

引き続き、国や県の動向等を注視しながら、感染拡大の防止と対策に万全の体制で臨んでまいります。

以上で報告を終わります。

それでは、提出議案について御説明申し上げます。

このたびの第3回市議会臨時会に提出いたします案件は、専決処分報告13件、補正予算1件の計14件であります。

初めに、条例の一部改正の専決処分報告についてであります。

報告第2号税条例等の一部を改正する条例専決処分報告から報告第4号国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分報告までの3件につきましては、いずれも地方税法等の改正に伴い、3月31日付で専決処分したものであります。

報告第5号固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例専決処分報告であります。これは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律の名称等を改め、3月31日付で専決処分したものであります。

次に、令和元年度各会計補正予算の専決処分報告についてであります。

報告第6号から報告第12号までの補正予算につきましては、年度末において、精査、確定した歳入及び歳出各項目の補正予算について、3月31日付で専決処分したものであります。

初めに、報告第6号一般会計補正予算（専決第7号）であります。歳入では、市税や地方交付税、国・県支出金などの確定と、歳出では、事業費の確定や決算見込みによる補正が主なもので、減債基金に3億円、地域雇用創出推進基金に2億円を積み立てるほか、予備費において収支の調整を図り、7,447万4,000円を増額し、補正後の予算総額

を478億1,468万9,000円としたものであります。

そのほか、報告第7号国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）を初めとする6特別会計の専決処分報告を提案するものであります。

次に、令和2年度一般会計補正予算の専決処分報告についてであります。

報告第13号一般会計補正予算（専決第1号）であります。新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の追加であり、民生費では、保育所等における子供用マスク、消毒液などの購入経費に対する補助金を追加、商工費では、売り上げが低迷する小規模事業者を対象に、市の融資制度である新型コロナウイルス感染症対策特別資金の利子及び保証料を支援するための経費を追加、また、債務負担行為では、中小企業融資あっせん資金事業として小口資金500万円までの利子全額の補給支援を追加したものであります。

この財源といたしましては、県支出金を増額するとともに、一般財源分を繰越金で対応し、2,600万円を追加、補正後の予算総額を447億2,600万円とし、4月17日付で専決処分したものであります。

報告第14号一般会計補正予算（専決第2号）であります。新型コロナウイルスの緊急経済対策として、政府が全国民に一律10万円を給付する特別定額給付金事業に係る事務費であり、各世帯へ申請書を送付するための郵送料や住民基本台帳システムの改修費など5,193万7,000円を追加、この財源といたしましては、国庫支出金を増額し、補正後の予算総額を447億7,793万7,000円とし、4月24日付で専決処分したものであります。

次に、令和2年度一般会計補正予算についてであります。

議案第77号一般会計補正予算（第3号）であります。新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を追加するものであり、総務費では、全国民に一律10万円を給付する特別定額給付金事業費を追加、民生費では、社会福祉施設等に対する消毒液やマスクなどの購入費支援及び介護施設等における多床室の個室化改修支援事業費を追加、衛生費では、帰国者・接触者外来の設置運営事業費を追加、商工費では、市独自の緊急経済支援策として、市内飲食業やサービス業などへの支援事業費のほか、地域経済活性化対策としてプレミアム付応援クーポン発行事業費を追加、この財源といたしましては、国・県支出金を増額するとともに地域雇用創出推進基金からの繰入金を見込み、一般財源分を繰越金で対応し、79億2,924万7,000円を追加、補正後の予算総額を527億718万4,000円にしようとするものであります。

以上が第3回市議会臨時会に提出いたします議案の概要でありますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三浦秀雄君） これにて提出議案の説明を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 日程第4、これより提出議案に対する質疑を行います。

提出議案に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時14分 休 憩

.....
午前10時15分 再 開

○議長（三浦秀雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、報告第2号から報告第14号までの13件及び議案第77号の計14件を一括議題とし、質疑を行います。

ただいままでのところ質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

○議長（三浦秀雄君） 日程第5、提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時16分 休 憩

午後 4時15分 再 開

○議長（三浦秀雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（三浦秀雄君） 日程第6、これより、報告第2号から報告第14号までの13件及び議案第77号の計14件を一括上程し、委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。17番佐々木慶治君。

【総務常任委員長（佐々木慶治君）登壇】

○総務常任委員長（佐々木慶治君） 総務常任委員会の審査の経過と概要及び結果について御報告申し上げます。

今臨時会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、条例改正専決処分報告3件、補正予算専決処分報告3件、補正予算1件の計7件であります。

初めに、報告第2号税条例等の一部を改正する条例専決処分報告及び報告第3号都市計画税条例の一部を改正する条例専決処分報告の2件であります。これらはいずれも地方税法の改正に伴い、関係条文を改正したものであります。

次に、報告第5号固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例専決処分報告であります。これは、当該条例で引用されている法律が改正されたことに伴い、その法律の名称及び条項を改正したものであります。

以上、3件の条例一部改正につきましては、3月31日付で専決処分したものであります。いずれも報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、報告第6号令和元年度一般会計補正予算（専決第7号）専決処分報告であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、1款から8款、10款、13款、15款、16款、18款、20款及び21款、歳出では、1款、2款、9款、12款及び13款並びに地方債の廃止及び変更であります。

この専決処分につきましては、国・県支出金及び事業費等の確定並びに年度末の精査による予算の補正であります。主な内容について御報告申し上げます。

歳入につきましては、市税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金、地方交付

税、使用料及び手数料、県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入及び市債の年度末における精査並びに確定に伴う補正であります。

歳出につきましては、事業費の確定や決算見込みに基づく補正が主なものであり、2款総務費において、減債基金に3億円、地域雇用創出推進基金に2億円を積み立てたほか、12款公債費では、長期債償還利子を6,682万6,000円減額し、また、収支調整のため、13款予備費を9,499万2,000円増額したものであります。

また、地方債補正であります。コミュニティバス購入事業など4事業の起債を廃止し、由利高原鉄道運営支援事業など26事業の起債限度額を変更したものであります。

以上、令和元年度補正予算に係る3月31日付の専決処分につきましては、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、今年度補正予算の専決処分2件についてであります。

報告第13号一般会計補正予算（専決第1号）専決処分報告のうち、当常任委員会に審査付託になりました歳入19款につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る財源として、前年度繰越金を1,200万円増額することについて、4月17日付で専決処分したものであります。

また、報告第14号一般会計補正予算（専決第2号）専決処分報告につきましては、歳出2款総務費において、政府が新型コロナウイルス緊急経済対策として、国民1人当たり一律10万円を給付する特別定額給付金事業のための事務費5,193万7,000円を増額し、これに係る財源として、歳入14款国庫支出金に同額を措置することについて、4月24日付で専決処分したものであります。

以上、御報告申し上げました2件の専決処分につきましては、緊急やむを得ないものと認め、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第77号一般会計補正予算（第3号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入14款、18款及び19款、歳出2款であります。

まず、歳出から御報告いたしますが、2款総務費において、報告第14号で触れました全国民に一律10万円を給付する特別定額給付金を75億6,200万円増額し、これに係る財源として、歳入14款国庫支出金に同額を措置、また、この給付金以外の新型コロナウイルス感染症対策各事業に係る財源として、18款基金繰入金において、地域雇用創出推進基金から2億5,000万円を繰り入れ、また、一般財源分として、19款繰越金を6,010万円増額しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。12番小松浩一君。

【教育民生常任委員長（小松浩一君）登壇】

○教育民生常任委員長（小松浩一君） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

本日の臨時会において当常任委員会に審査付託になりましたのは、専決処分報告7件、補正予算1件の計8件であります。

審査結果につきましては、お手元の審査報告書のとおりであります。その概要につ

いて御報告申し上げます。

初めに、専決処分報告についてであります。

報告第4号国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分報告であります。これは、国民健康保険税の課税限度額の引き上げや減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更など、地方税法施行令等の改正に伴う条例の一部改正について3月31日付で専決処分したものであり、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

続いて、令和元年度各会計補正予算の専決処分報告であります。これは、国・県支出金、事業費などの確定及び年度末精査による補正であり、主な内容を御報告申し上げます。

報告第6号一般会計補正予算（専決第7号）専決処分報告であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では9款、11款から18款、20款及び21款、歳出では2款から4款及び10款であります。

歳入では、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、国・県支出金、各種負担金、使用料、手数料、財産収入、市債などの年度末における精査、事業費の確定による補正であります。

歳出2款総務費では、3項戸籍住民基本台帳費において、地方公共団体情報システム機構交付金の減額であります。

3款民生費では、1項社会福祉費において、プレミアム付商品券事業費、福祉医療支給事業費及び障がい者総合支援費の減額、2項児童福祉費では、児童手当給付費の減額、3項生活保護費では、平成30年度国庫負担金受入超過分の返還による償還金利子及び割引料の追加であります。

4款衛生費では、1項保健衛生費において、医師確保奨学資金貸付事業費、感染症等予防対策費の減額、2項清掃費では、本荘清掃センター管理費、最終処分場管理費の減額であります。

10款教育費では、1項教育総務費において、スクールバス運行事業費の減額、2項小学校費及び3項中学校費では、児童生徒の就学援助事業費及び教育振興推進事業費の減額、4項社会教育費及び5項保健体育費では、各社会教育施設及び体育施設の管理運営費並びに給食運営管理費の減額であります。

次に、報告第7号国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告であります。歳入では、国民健康保険税、県支出金及び繰入金の減額並びに諸収入の追加、歳出では、保険給付費の減額及び予備費の追加であり、歳入歳出それぞれ2億6,197万3,000円を減額し、総額を89億327万6,000円としたものであります。

次に、報告第8号後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告であります。歳入では、後期高齢者医療保険料の追加、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の追加であり、歳入歳出それぞれ279万9,000円を追加し、総額を8億3,972万円としたものであります。

次に、報告第9号診療所運営特別会計補正予算（専決第2号）専決処分報告であります。歳入では、診療収入の減額、歳出では、各診療所運営費の減額であり、歳入歳出それぞれ2,835万3,000円を減額し、総額を2億1,502万9,000円としたものであります。

次に、報告第10号休日応急診療所運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

であります。歳入では、休日診療収入の減額、歳出では、休日診療所運営費の減額であり、歳入歳出それぞれ153万1,000円を減額し、総額を1,786万6,000円としたものであります。

以上、御報告申し上げました5件の各会計補正予算専決処分報告につきましては、いずれも3月31日付で専決処分したものであり、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

続いて、報告第13号令和2年度一般会計補正予算（専決第1号）専決処分報告であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では15款、歳出では3款であります。

これは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、保育所等におけるマスク等の購入経費の支援であり、歳入では、15款県支出金を、また、歳出では、3款民生費2項児童福祉費で保育対策総合支援事業費補助金をそれぞれ追加したものであります。

以上、御報告申し上げました専決処分報告につきましては4月17日付で専決処分したものであります。保育所等での安全・安心な保育環境を確保するため、緊急やむを得ないものと認め、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

最後に、議案第77号令和2年度一般会計補正予算（第3号）につきましては、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では14款及び15款、歳出では3款及び4款であります。これは、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を追加しようとするものであります。

歳入では、14款国庫支出金において、地域介護・福祉空間整備等交付金の追加、15款県支出金においては、帰国者・接触者外来設置運営事業費補助金の追加であります。

歳出では、3款民生費において、介護施設等における多床室の個室化改修支援事業及び社会福祉施設等感染症対策事業実施に係る補助金の追加、4款衛生費においては、1項保健衛生費において、感染症等予防対策費の追加であります。

以上、御報告申し上げました令和2年度一般会計補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、審査のまとめの際、新型コロナウイルス感染拡大防止に当たっては、これまでも市独自の対策を講じられているが、引き続き迅速で円滑な対応をお願いするとともに、市民の安全・安心のため、情勢に応じた柔軟な対応をお願いしたいとの発言がありましたことを申し添えます。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。24番高橋信雄君。

【産業経済常任委員長（高橋信雄君）登壇】

○産業経済常任委員長（高橋信雄君） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今臨時会において当委員会に審査付託になりました案件は、専決処分報告3件、予算案1件の合計4件であります。

審査結果については審査報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、年度末の事業費精査による3月31日付の令和元年度各会計補正予算専決処分

報告であります。主な内容を御報告申し上げます。

報告第6号一般会計補正予算（専決第7号）専決処分報告において、当委員会が審査いたしましたのは、歳入13から18、20、21款、歳出2款、5から7款及び11款並びに債務負担行為であります。

歳入13款使用料及び手数料では、農業や観光施設の使用料の補正、14款国庫支出金では、台風対応産地緊急支援事業費補助金の減額、15款県支出金では、農業及び林業費補助金の減額であります。

16款財産収入では、企業支援貸工場石脇第1工場の土地売り払い収入の追加、17款寄附金では、ふるさとさくら基金費寄附金の追加、18款繰入金では、秋田由利牛生産基盤整備事業基金繰入金の減額であります。

20款諸収入では、中小企業振興資金損失補償回収金の追加、21款市債では、農業や水産業に係る事業債の減額であります。

次に、歳出2款総務費では、1項総務管理費において、スポーツ・ヘルスコミッション推進費の減額、5款労働費では、労働者支援事業費の減額であります。

6款農林水産業費では、農業施設費での財源更正のほか、農業振興事業費の減額、7款商工費では、スキー場運営特別会計への繰入金及び各事業費の減額であります。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費では、林道災害復旧事業費の減額であります。

また、債務負担行為では肉用牛肥育経営維持拡大対策事業において限度額の増額変更であります。

次に、報告第12号スキー場運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告では、鳥海高原矢島スキー場において、歳入では一般会計繰入金の減額、歳出では管理費の減額であり、歳入歳出それぞれ450万6,000円減額し、総額を7,608万円としたものであります。

続いて、報告第13号令和2年度一般会計補正予算（専決第1号）専決処分報告であります。新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の追加であり、当委員会が審査いたしましたのは、歳出7款及び債務負担行為であります。

歳出7款商工費では、売上げが低迷する小規模事業者を対象に、市の融資制度である新型コロナウイルス感染症対策特別資金の利子及び保証料を支援するための経費の追加であり、また、債務負担行為では、中小企業融資斡旋資金事業において、限度額を条例施行規則に基づき金融機関融資額の500万円までの利子補給の全額として追加したものであります。この専決処分については緊急な対応を要することから、4月17日付で専決処分を行ったものであります。

以上、御報告申し上げます。3件の専決処分報告は、いずれも承認すべきものと決定した次第であります。

最後に、予算案になりますが、議案第77号一般会計補正予算（第3号）において、当委員会が審査いたしましたのは、歳出7款商工費であり、新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急経済支援策として、飲食業やサービス業などへの支援事業費のほか、地域経済活性化対策として、プレミアム付応援クーポン発行事業費を追加しようとするものであります。

なお、案件審査のまとめの際に、委員より飲食業やサービス業などへの新型コロナ対策支援金給付事業に関して、このたびの感染拡大により影響を受けている事業者への支援金の給付事業であることから早急な対応が必要であり、また、スムーズに給付が行われるよう努められたい旨の発言がありましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げました予算案は、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。15番吉田朋子さん。

【建設常任委員長（吉田朋子君）登壇】

○建設常任委員長（吉田朋子君） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今臨時会において、当常任委員会に審査付託になりました案件は、専決処分報告2件で、審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。経過と概要について御報告申し上げます。

このたびの2件の案件は、令和元年度各会計補正予算の専決処分報告であり、事業費などの確定及び年度末の精査による歳入、歳出各項目の補正が主なものでありますが、それ以外の主な内容について御報告いたします。

報告第6号一般会計補正予算（専決第7号）専決処分報告であります。当委員会に審査付託になりましたのは、歳入では13から15、20及び21款、歳出では4、8及び11款であります。

初めに、歳入であります。

13款使用料及び手数料では、住宅使用料などの減額及び飲料水供給施設使用料の追加であります。

14款国庫支出金では、公共土木施設災害復旧費補助金を追加、土木費委託金などを減額し、15款県支出金では、県道除雪委託金などを減額したものであります。

20款諸収入では、除雪車両破損に伴う保険金などの追加、21款市債では、各事業債の減額などあります。

続いて、歳出であります。

4款衛生費2項清掃費では、浄化槽設置事業費の減額のほか、3項水道費では、財源更正であります。

8款土木費1項土木管理費において、土木工事積算システム保守管理業務の委託料の減額、2項道路橋梁費では、街路灯管理整備事業費などの減額及び財源更正、3項河川費では、河川環境整備費の減額及び財源更正などあります。

5項都市計画費では、街路事業費などの減額及び財源更正、6項住宅費では、住宅リフォーム補助事業費などの減額及び財源更正であります。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費では、財源更正であります。

次に、報告第11号集落排水事業特別会計補正予算（専決第2号）専決処分報告であります。

これは、漁業集落排水事業において、歳入で補助金の減額、歳出では委託料を減額したものであり、歳入歳出それぞれ23万9,000円を減額し、補正後の予算総額を21億9,437万円にしたものであります。

これらの専決処分報告は、3月31日付で専決処分したものでありますが、やむを得ないものと認め、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより日程の順に従い、委員長報告に対する質疑、報告・議案についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。関連または必要と認めるときは、議案等を一括議題といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思ひますので、御了承願ひます。

○議長（三浦秀雄君） 日程第7、報告第2号税条例等の一部を改正する条例専決処分報告及び日程第8、報告第3号都市計画税条例の一部を改正する条例専決処分報告の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって報告第2号及び報告第3号の2件は、承認することに決定いたしました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第9、報告第4号国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分報告を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって報告第4号は、承認することに決

定いたしました。

- 議長（三浦秀雄君） 日程第10、報告第5号固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例専決処分報告を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって報告第5号は、承認することに決定いたしました。
-

- 議長（三浦秀雄君） 日程第11、報告第6号令和元年度一般会計補正予算（専決第7号）専決処分報告を議題といたします。

各常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって報告第6号は、承認することに決定いたしました。
-

- 議長（三浦秀雄君） 日程第12、報告第7号令和元年度国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告から日程第15、報告第10号令和元年度休日応急診療所運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって報告第7号から報告第10号までの4件は、承認することに決定いたしました。
-

- 議長（三浦秀雄君） 日程第16、報告第11号令和元年度集落排水事業特別会計補正予算（専決第2号）専決処分報告を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって報告第11号は、承認することに決定いたしました。
-

- 議長（三浦秀雄君） 日程第17、報告第12号令和元年度スキー場運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって報告第12号は、承認することに決定いたしました。
-

- 議長（三浦秀雄君） 日程第18、報告第13号令和2年度一般会計補正予算（専決第1号）専決処分報告を議題といたします。

総務・教育民生及び産業経済の各常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって報告第13号は、承認することに決定いたしました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第19、報告第14号令和2年度一般会計補正予算（専決第2号）専決処分報告を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって報告第14号は、承認することに決定いたしました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第20、議案第77号令和2年度一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

総務・教育民生及び産業経済の各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第77号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今臨時会において議決されました議案において、その字句、条項、数字、その他文案等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。
重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長（三浦秀雄君） 以上をもって、今臨時会の付議事件は全て終了いたしました。
新型コロナウイルスが一日も早く終息し、市民が通常の生活に戻ることを祈りながら、令和2年第3回由利本荘市議会臨時会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 4時56分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 三 浦 秀 雄

議 員 長 沼 久 利

議 員 吉 田 朋 子